

財政事情説明書



芸西村

地方自治法第243条の3第1項及び芸西村財政状況の公表に関する条例に基づき、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの芸西村財政事情を次のとおり公表します。

令和7年6月3日

芸西村長 松 本 巧

1 一般会計総括

(1) 歳入

(単位：千円、%)

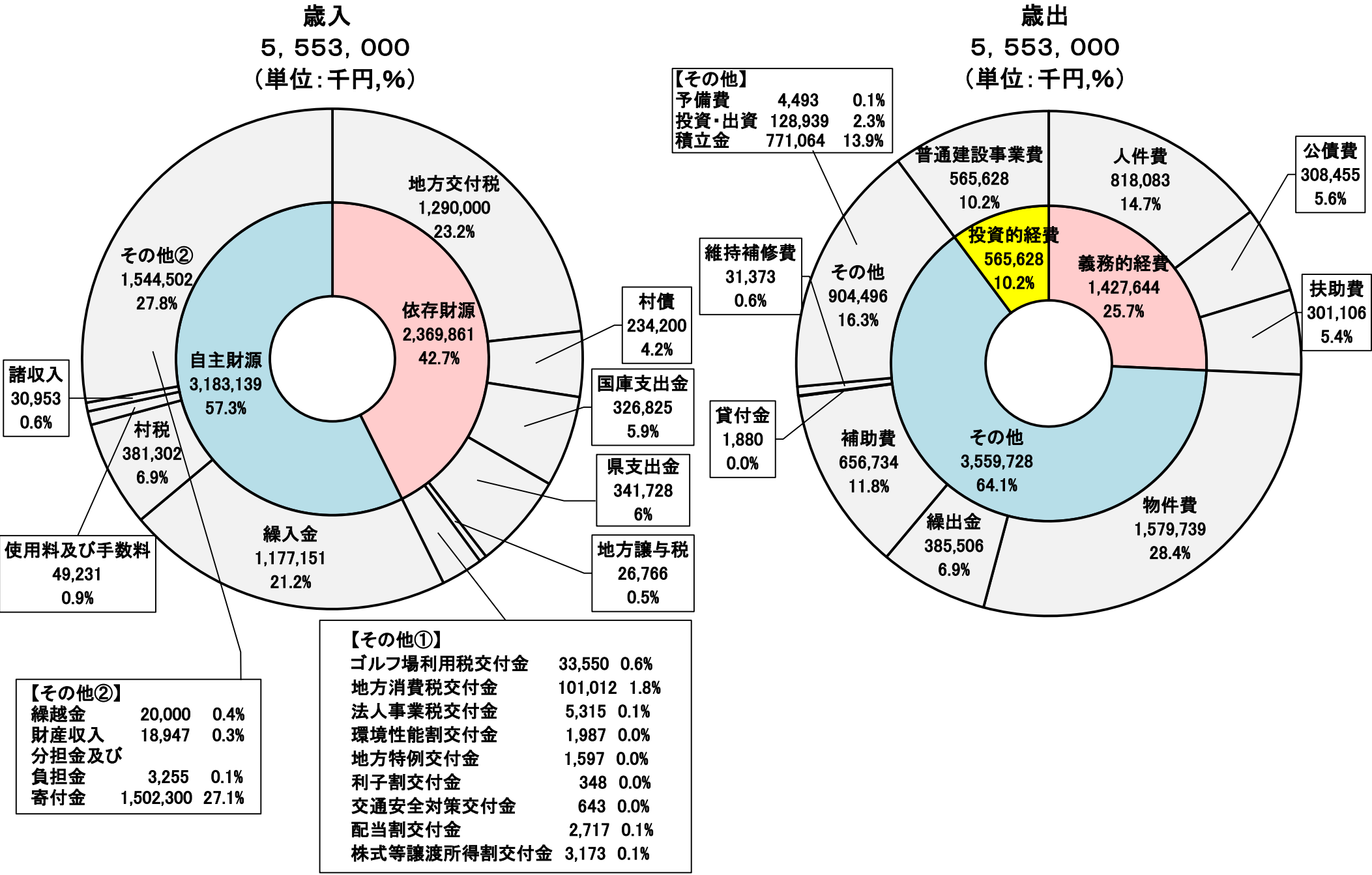
区 分	令和7年度		令和6年度		比較	前年度比増減
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	(C)=(A)-(B)	(C)/(B)
(1) 一般財源	2,649,811	47.7	3,925,170	70.7	△ 1,275,359	△ 32.5
村税	381,302	6.9	382,981	6.9	△ 1,679	△ 0.4
地方譲与税	26,766	0.5	21,589	0.4	5,177	24.0
地方交付税	1,290,000	23.2	1,290,000	23.2	0	0.0
村債	0	0.0	3,916	0.1	△ 3,916	△ 100.0
基金取崩し	101,505	1.8	50,000	0.9	51,505	103.0
その他	850,238	15.3	2,176,684	39.2	△ 1,326,446	△ 60.9
(2) 特定財源	2,903,189	52.3	1,845,830	33.2	1,057,359	57.3
国庫支出金	326,825	5.9	264,688	4.8	62,137	23.5
県支出金	341,728	6.2	289,999	5.2	51,729	17.8
村債	234,200	4.2	167,200	3.0	67,000	40.1
基金取崩し	1,074,295	19.3	1,004,605	18.1	69,690	6.9
その他	926,141	16.7	119,338	2.1	806,803	676.1
総計 (1)+(2)	5,553,000	100.0	5,771,000	103.9	△ 218,000	△ 3.8

(2) 歳出

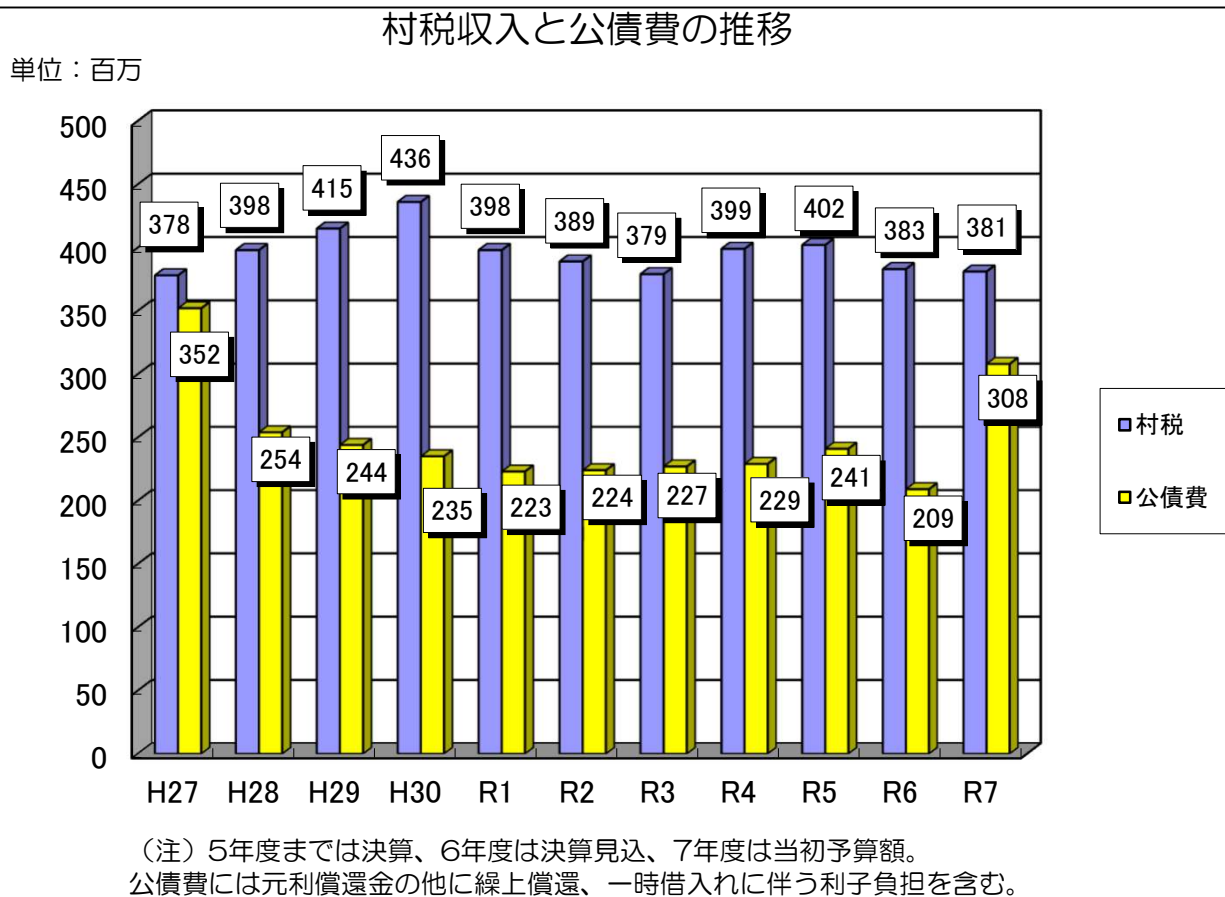
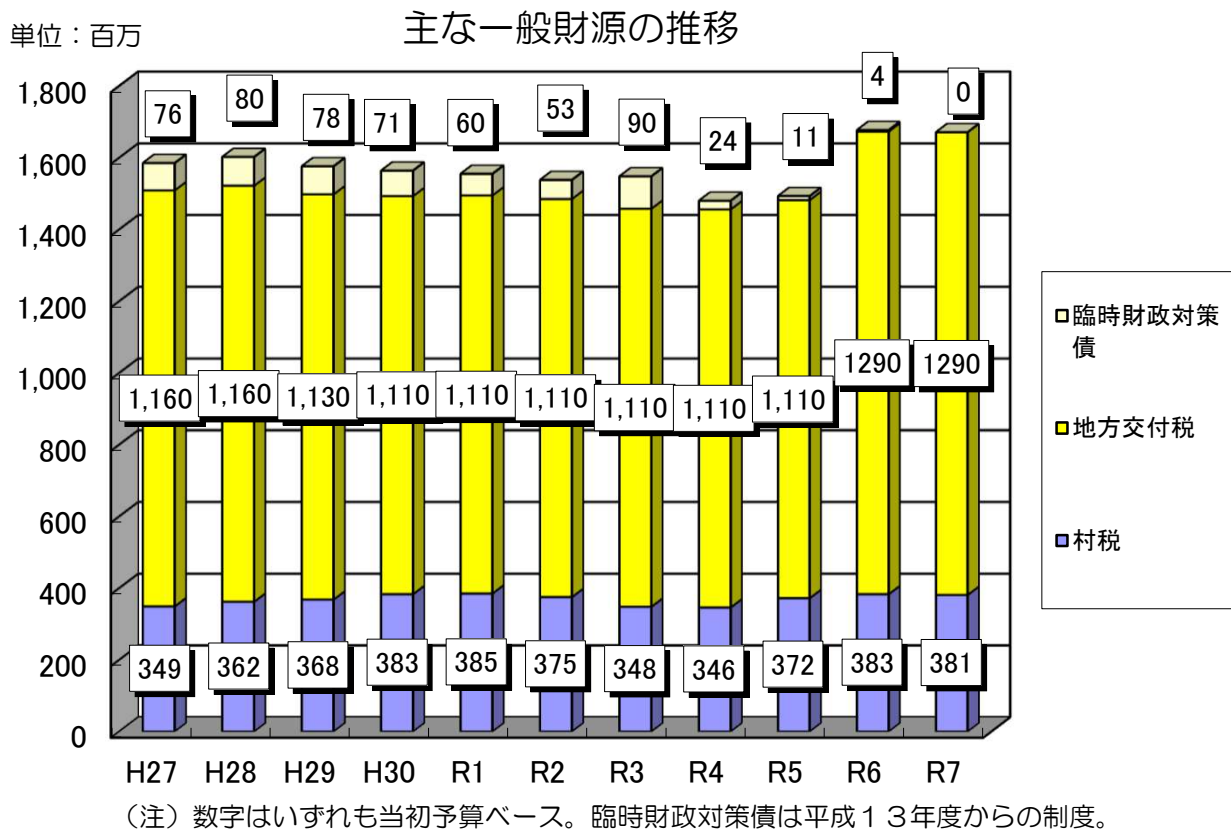
(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比較	前年度比増減
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	(C)=(A)-(B)	(C)/(B)
(1) 経常的経費	4,987,372	89.8	5,273,613	95.0	△ 286,241	△ 5.4
人件費	818,083	14.7	782,893	14.1	35,190	4.5
扶助費	301,106	5.4	271,033	4.9	30,073	11.1
公債費	308,455	5.6	208,905	3.8	99,550	47.7
その他	3,559,728	64.1	4,010,782	72.2	△ 451,054	△ 11.2
(2) 投資的経費	565,628	10.2	497,387	9.0	68,241	13.7
普通建設事業費	565,628	10.2	497,387	9.0	68,241	13.7
補助事業費	135,424	2.4	145,746	2.6	△ 10,322	△ 7.1
単独事業費	430,004	7.7	351,641	6.3	78,363	22.3
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計 (1)+(2)	5,553,000	100.0	5,771,000	103.9	△ 218,000	△ 3.8

2 グラフで表す当初予算(一般会計)

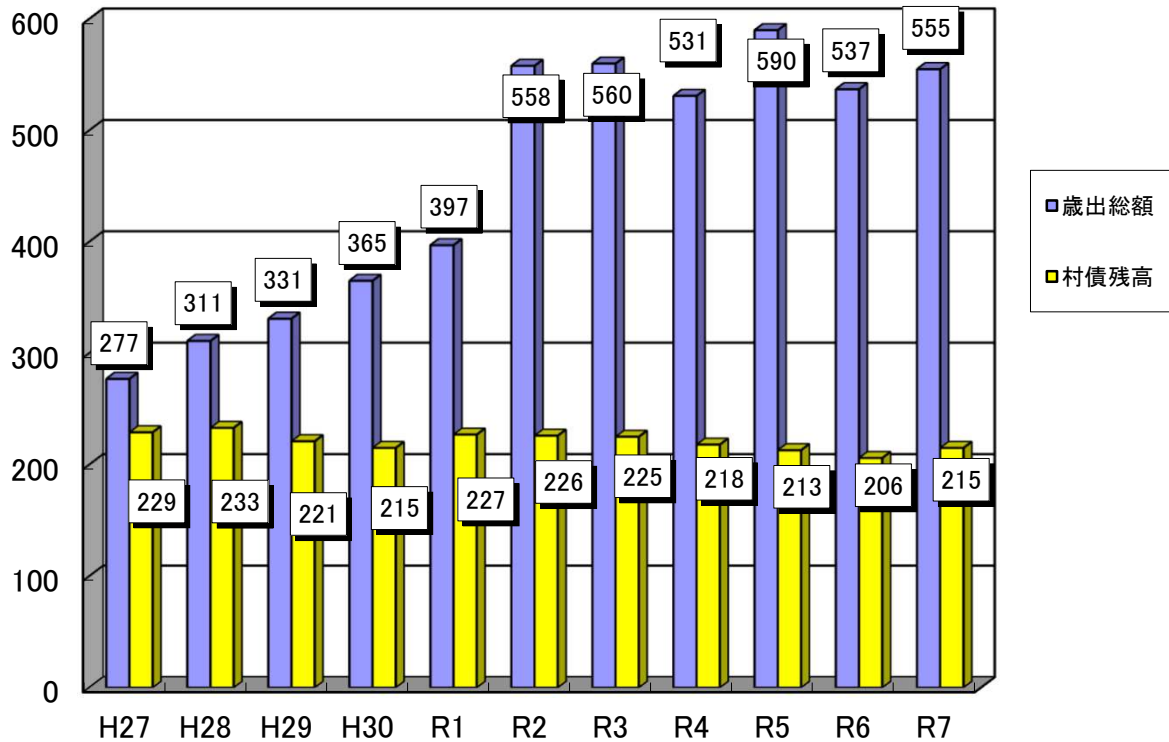


3 主要な指標の推移



村財政規模と村債残高の推移

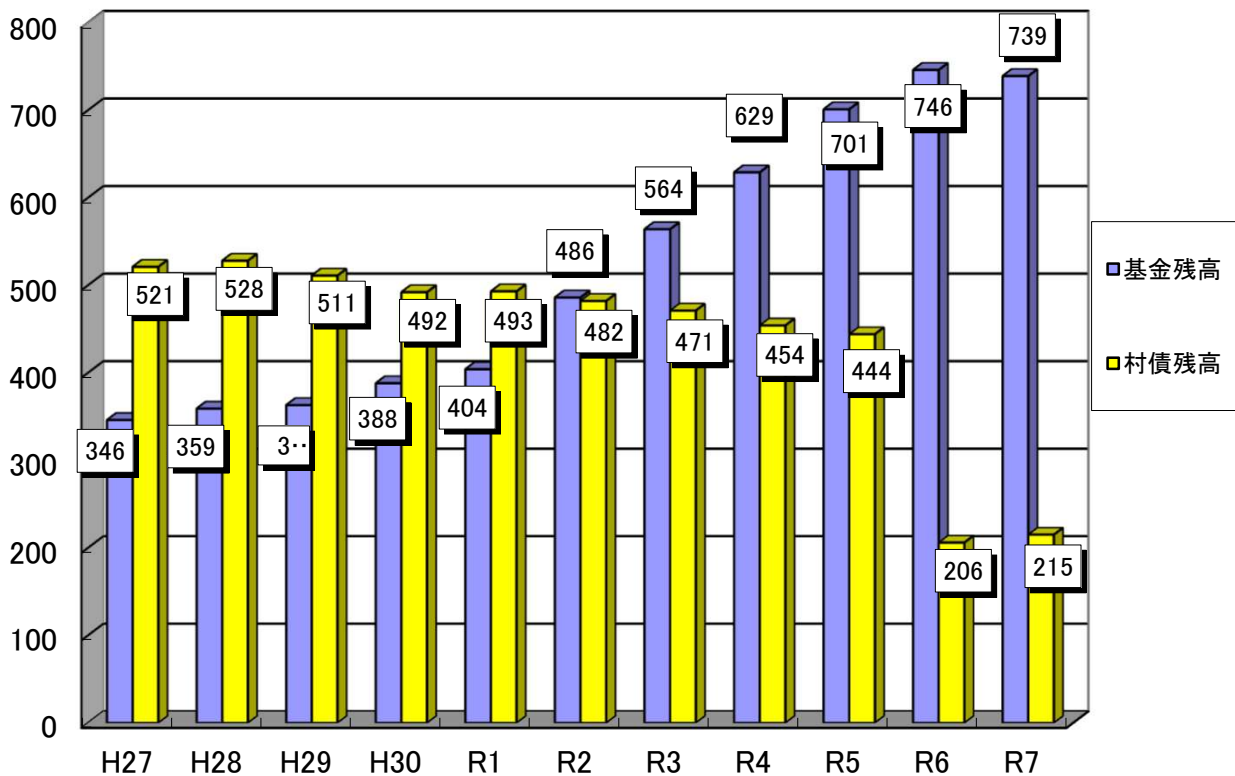
単位：千万



(注) 5年度までは決算、6年度は決算見込、7年度は当初予算額。

村全体の基金残高と村債残高の推移

単位：千万



(注) 5年度までは決算、6年度は決算見込み、7年度は当初予算後(見込み)。

※基金残高は5年度までは一般会計・国保会計・簡易水道会計・介護保険会計、6年度以降は一般会計・国保会計・介護保険会計の各基金を合算したもの。

※村債残高は5年度までは一般会計・住宅新築資金会計・簡易水道会計・下水道会計、6年度以降は一般会計・住宅新築資金会計の各村債(元金のみ)を合算したもの。

4 村民一人当たりの一般会計予算額

総務費

444,326円



民生費

241,634円



衛生費

86,427円



農林水産業費

71,736円



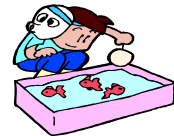
(令和7年度)
1,502,435円

(人口)

3,696人

商工費

925円



土木費

147,800円



※人口は令和2年
国勢調査による

消防費

35,133円



教育費

166,339円



災害復旧費

0円



議会費 14,636円

公債費 83,456円

諸支出金 208,591円

予備費 1,431円

5 主な個別事業の概要

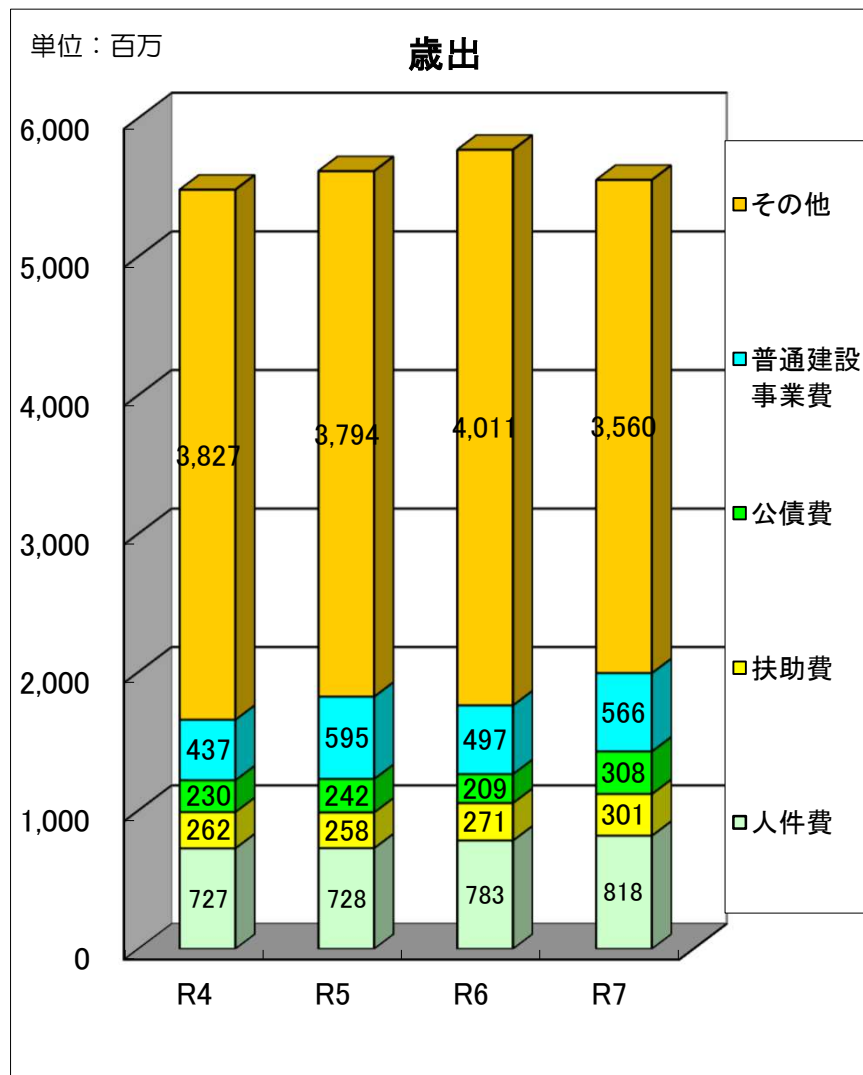
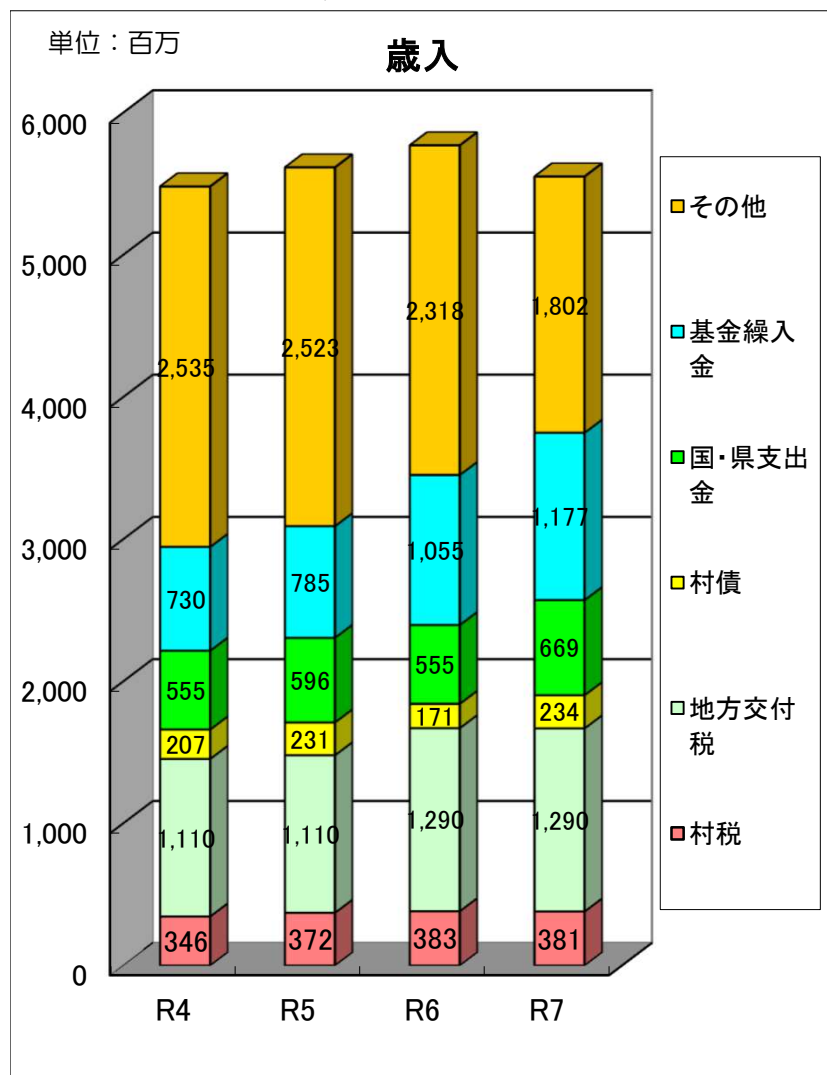
単位：千円

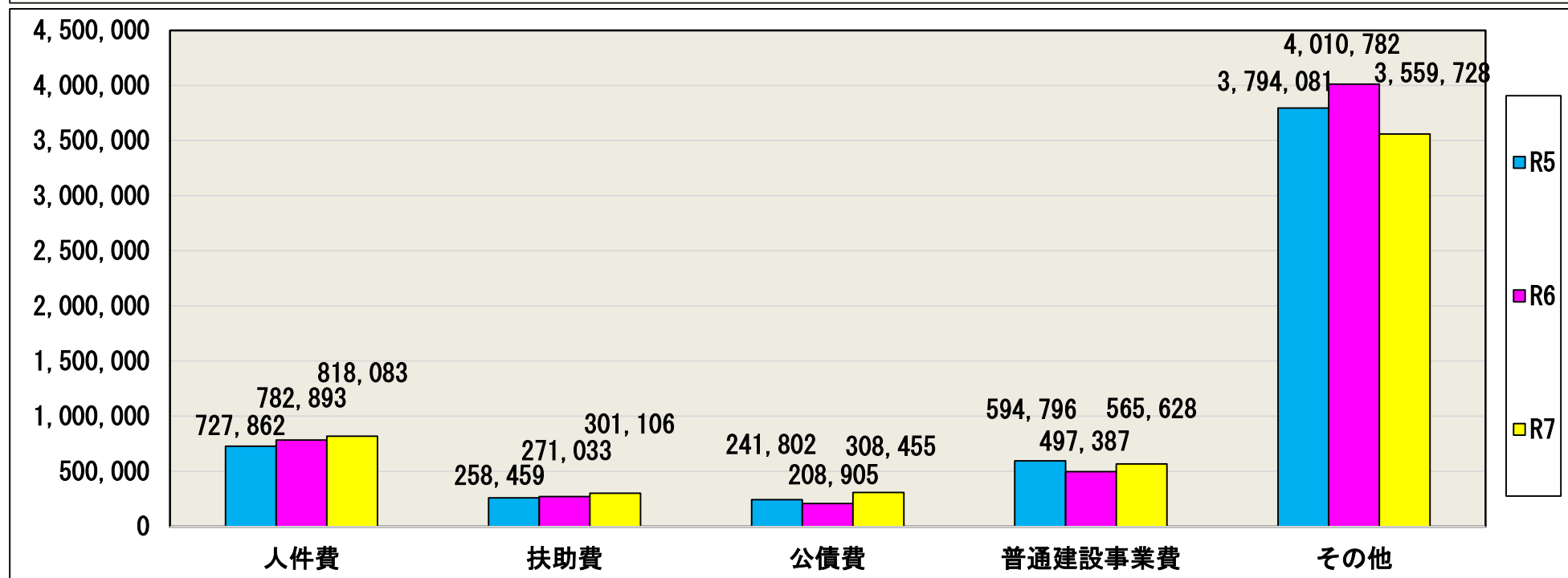
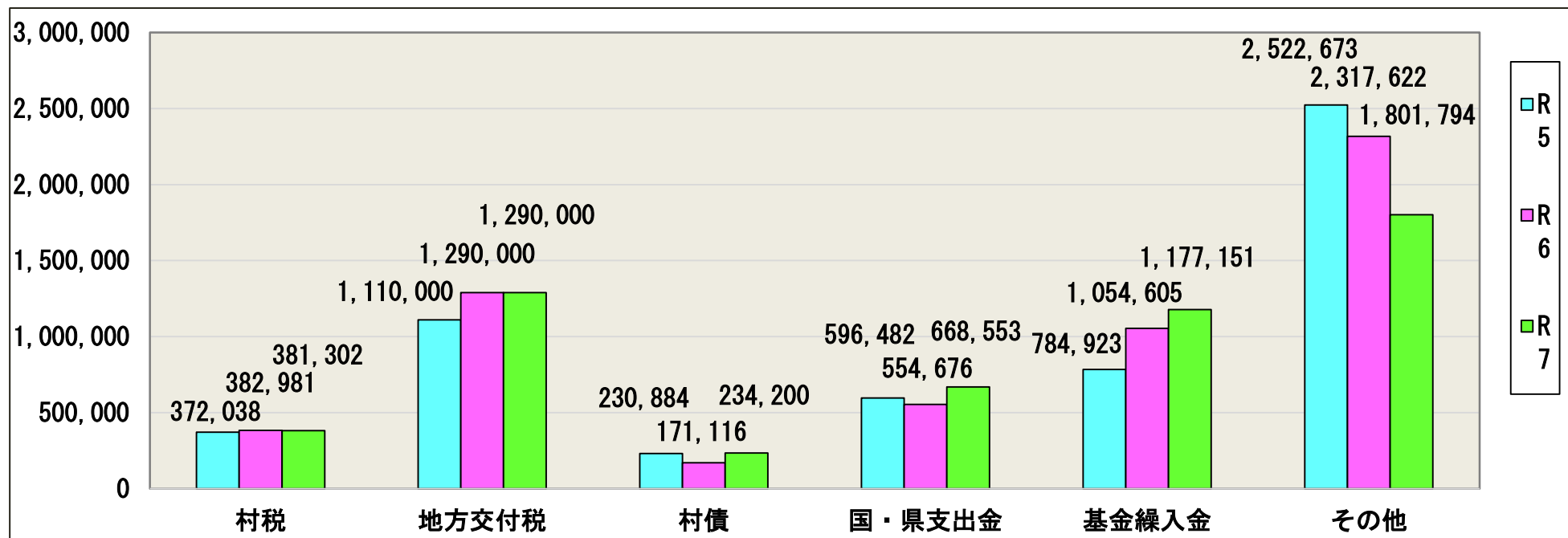
事業名	金額	説明	予算書ページ
給食費全額助成	△ 4,847	子育て世帯への支援として給食費の全額を助成する。	33
住宅取得支援事業 みらい輝く住まい応援奨励金	20,000	人口減少対策として、35歳未満の夫婦又は子育て世帯が住宅を取得する（中古も可）費用を支援する。	55
周遊促進・滞在延長支援事業	2,612	東部観光協議会やごめん・なはり線と連携して村内周遊観光を促進するためデジタルスタンプラリーやレンタサイクルを行う。	55～57
婚活事業	1,472	村内の独身者の婚姻率向上のため、村内の企業にて婚活イベントを開催する。	56
観光振興推進総合支援事業	1,000	インバウンド対策として、Kochi黒潮カントリークラブはホームページを多言語化する改修費用を補助する。	57
太陽光発電等設置補助	3,000	県補助を活用し、太陽光発電設備と蓄電池設置費用、V2H設置費用を補助する。	57
奨学金返還支援事業 みらい育む奨学金返還支援補助金	18,048	人口減少対策として、村内に居住する（移住者含む）奨学金を返済している35歳未満の若者に対し、年額30万円を限度に最大5年間にわたり返済費用を支援する。	57
出産祝い金事業 みらいへ届け出産祝い金	2,900	人口減少対策として、第1子：10万円、第2子：20万円、第3子以降：30万円を交付する。	67
産後ケア事業の拡充	1,708	保健師・助産師により産後ケア通所型を、月に1回程度、身近な場所（村民会館2階和室）で開設することで、利用者の負担軽減・増加等を図る。	73
新規就農者育成総合対策事業 経営発展支援事業補助金	1,050	経営を開始して間もない新規就農者が必要とする機械施設の整備費用を補助する。	80
こうち農業確立総合支援事業 高知農業確立総合支援事業補助金	17,050	地域の特性を生かした農業の確立を目的に、自主的かつ主体的に推進する農業生産活動等に要する経費を支援する。	80
公共施設等適正管理推進事業	34,000	公共施設等適正管理推進事業債を活用して老朽化が進んでいる村道の舗装及び側溝の改修を行う。	86
和食ダム関連工事	5,000	和食ダムと既設パイプラインを接続する管布設工事を行う。	87
道路側溝測量設計委託及び道路改良工事	114,000	道路法に基づく橋梁の定期点検を行う。村道春田屋敷線及び赤野線の一部について、道路拡幅工事を行う。	87

単位：千円

事業名	金額	説明	予算書 ページ
地域防災計画改定支援委託	4,235	防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画の改定を行う。	93
事前復興計画策定支援業務委託	6,466	大規模災害が発生した場合の被害状況を想定し、被災後に査定する復興まちづくり計画を事前に検討し、計画の策定を行う。	93
Jアラート機器更新工事	8,010	国の通達により新型受信機への移行工事を行う。	94
教育施設集約化事業（設計委託・用地購入等）	182,961	保育所、幼稚園、小学校、中学校の教育施設の集約化事業における建築基本設計や用地測量を委託する。また、建設用地として、幼稚園南側の民有地購入等を行う。	96・97
高等学校等生徒通学費助成	4,080	子育て世帯への支援として、公共交通機関を利用して通学する高校生等に定期券購入費の半額を助成する。	97
教育支援センター開設	4,643	令和7年度から令和11年度までの子ども・子育て支援事業計画を策定する。	95～97

一般会計当初予算の推移





(2) 特別会計

(単位 千円、%)

会 計 名	令和7年度当初		令和6年度当初		比較	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	(A)-(B)	(A)/(B)
住宅新築資金等貸付事業	1,131	0.1	1,031	0.1	100	109.7
国民健康保険事業	766,000	53.0	786,300	54.4	△ 20,300	97.4
介護保険事業	592,066	41.0	585,000	40.5	7,066	101.2
後期高齢者医療事業	84,936	5.9	80,660	5.6	4,276	105.3
計	1,444,133	100.0	1,452,991	100.6	△ 8,858	99.4

2 村債及び一時借入金の状況

(1) 村債

○ 事業別現在高

令和7年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたりの負担額	1世帯あたりの負担額
公 共 事 業 等 債	376,349 千円	106,103 円	211,908 円
防災・減災・国土強靱化緊急 対 策 事 業 債	60,700 千円	17,113 円	34,178 円
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	105,572 千円	29,764 円	59,444 円
災 害 復 旧 事 業 債	15,741 千円	4,438 円	8,863 円
学校教育施設整備事業債	140,555 千円	39,626 円	79,141 円
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	138,903 千円	39,161 円	78,211 円
一般補助施設整備等事業債	51,697 千円	14,575 円	29,109 円
施 設 整 備 事 業 債	2,800 千円	789 円	1,577 円
一 般 単 独 事 業 債	512,778 千円	144,567 円	288,726 円
辺 地 対 策 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
補 正 予 算 債	0 千円	0 円	0 円
社会福祉施設整備事業債	0 千円	0 円	0 円
地域改善対策特例事業債	0 千円	0 円	0 円
財 源 対 策 債	32,582 千円	9,186 円	18,346 円
減 収 補 て ん 債	6,454 千円	1,820 円	3,634 円
臨 時 財 政 特 例 債	0 千円	0 円	0 円
減 税 補 て ん 債	432 千円	122 円	243 円
臨 時 税 収 補 て ん 債	0 千円	0 円	0 円
臨 時 財 政 対 策 債	609,595 千円	171,862 円	343,240 円
減収補てん債特例分	7,979 千円	2,250 円	4,493 円
緊急防災・減災事業債	0 千円	0 円	0 円
計（一般会計）	2,062,137 千円	581,376 円	1,161,113 円
住宅新築資金等特別会計	0 千円	0 円	0 円
計（特別会計）	0 千円	0 円	0 円
合 計	2,062,137 千円	581,376 千円	1,161,113 千円

令和7年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録

人口 3,547 人
世帯数 1,776 世帯

(2) 一時借入金

一時借入金の最高限度額は、8億円（一般会計）となっています。

3 基金の状況

令和7年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたり	1世帯あたり
財 政 調 整 基 金	433,789 千円	122,297 円	244,251 円
減 債 基 金	339,306 千円	95,660 円	191,051 円
施 設 整 備 基 金	1,353,362 千円	381,551 円	762,028 円
水 源 対 策 基 金	362,526 千円	102,206 円	204,125 円
下 水 対 策 基 金	384,564 千円	108,420 円	216,534 円
村 営 住 宅 施 設 整 備 基 金	39,713 千円	11,196 円	22,361 円
学 校 教 育 振 興 基 金	9,725 千円	2,742 円	5,476 円
防 災 対 策 基 金	55,713 千円	15,707 円	31,370 円
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	4,795 千円	1,352 円	2,700 円
地 域 福 祉 基 金	137,870 千円	38,869 円	77,630 円
地 域 振 興 基 金	13,908 千円	3,921 円	7,831 円
水 と 土 保 全 基 金	10,729 千円	3,025 円	6,041 円
ふるさとづくり基金	368,980 千円	104,026 円	207,759 円
子 育 て 応 援 基 金	300,082 千円	84,602 円	168,965 円
ふるさと応援基金	3,378,121 千円	952,388 円	1,902,095 円
土 地 開 発 基 金	189,743 千円	53,494 円	106,837 円
計（一般会計）	7,382,926 千円	2,081,456 円	4,157,054 円
国 保 財 政 調 整 基 金	53,910 千円	15,199 円	30,355 円
介 護 給 付 費 準 備 基 金	17,377 千円	4,899 円	9,784 円
水 道 施 設 整 備 基 金	0 千円	0 円	0 円
計（特別会計）	71,287 千円	20,098 円	40,139 円
合 計	7,454,213 千円	2,101,554 円	4,197,193 円

令和7年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録

人口

3,547 人

世帯数

1,776 世帯

4 会計収支状況

令和6年度下半期（令和6年10月1日～令和7年3月31日）会計収支状況 （単位 千円）

会 計 区 分		収 入	支 出	令和7年3月31日現在一時借入金	
				借 入 先	金 額
一 般 会 計		2,433,102	2,611,587		
特 別 会 計	住宅新築資金等貸付事業	340	1,006		
	国民健康保険事業	368,076	401,584		
	介護保険事業	241,173	281,523		
	後期高齢者医療事業	49,001	52,692		
合 計		3,091,692	3,348,392		

【付録】財政用語集

	用 語	読 み	説 明
あ行	一般財源	いっばんざいげん	使い道が限定されていない収入のことです。村税や地方交付税などが代表的なものです。 〔関連用語〕 特定財源
	一般会計	いっばんかいけい	村の予算の中心となる会計で、その範囲には、行政を運営するための基本的な経費（保健、福祉、環境、建設、防災、教育・文化の振興など）が含まれます。 〔関連用語〕 特別会計
か行	義務的経費	ぎむてきけいひ	地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できないものをいいます。国が示す財政分析上の基準では、人件費、扶助費、公債費がこれに該当します。
	経常的経費	けいじょうてきけいひ	地方公共団体の支出のうち、人件費や事務経費、補助金、貸付金など、いわゆる消費的な支出に区分される経費のことです。家計で言えば、食費や衣料費、光熱水費などがこれに相当します。 〔関連用語〕 投資的経費
	決算	けっさん	各会計年度が終わった後で、予算が実際にどう使われたかをとりまとめたものです。 〔関連用語〕 予算
	減債基金	げんさいききん	村債の償還のために設けている基金です。特定の村債の償還に合わせて取り崩すことが予定されている分（ルール分）と、特定の村債の償還とはリンクしない分（ルール外）の概念があります。村では、ルール外の分を財政調整的な基金と位置付けています。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	公債費	こうさいひ	村の借入金の返済に要する経費です。村債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	国庫支出金	こっこししゅつきん	国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川の整備に対する補助金、災害復旧への負担金、児童手当の負担金などがあります。
さ行	災害復旧事業	さいがいふっきゅうじぎょう	降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設などを復旧する事業のことです。 〔関連用語〕 普通建設事業
	財政調整基金	ざいせいちょうせいききん	年度間の財源の増減などに対応するために設置している基金です。家計に例えれば銀行の預金に当たります。地方自治法の規定により、毎年度の決算の剰余金の半分は財政調整基金に積み立てることとされています。

	用 語	読 み	説 明
さ行	人件費	じんけんひ	村長や村議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
	税源移譲	ぜいげんいじょう	国から地方への税源移譲とは、住民に新たな負担を求めることなく、国税を減らし、その相当分を地方税として増やすことで、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うための財源を確保することです。 （参考） 平成１６年６月に閣議決定された「経済財政運営の構造改革に関する基本方針２００４」では、概ね３兆円規模の税源移譲を目指すこととされ、平成１８年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することが盛り込まれました。また同年１１月に政府・与党が合意した三位一体の改革の「全体像」も、基本方針の内容に沿った 〔関連用語〕 三位一体の改革
	村債（地方債）	そんさい（ちほうさい）	地方公共団体が、資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われる長期の借入金のことです。公共事業の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を要する事業については、地方債により財源を調達していますが、地方債は、単に財源不足を補うということだけではなく、家計で言えば住宅ローンを組むのと同様に、地方債の元利償還金による分割払いをすることで、世代間の負担の公平を図る役割も担っています。
	村税	そんぜい	税金には、国に納める「国税」と県や市町村に納める「地方税」があります。国税は、広く国民全体のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金であるのに対し、地方税は、その地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体（県や市町村）の費用に充てるため、県や市町村が課す税金です。このうち村の税金を「村税」と呼んでい
た行	単独事業	たんどくじぎょう	地方公共団体が、国から補助を受けることなく独自の財源（県補助を含む）で実施する事業のことです。 〔関連用語〕 補助事業
	地方交付税	ちほうこうふぜい	国税の一定割合を各地方公共団体に使い道の制限のない一般財源として交付するもので、本来地方の税収であるべきところ、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、財源を保障する観点から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、地方の固有財源と位置付けられています。地方交付税には、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付される普通交付税と、普通交付税では十分にカバーできない各地方公共団体の災害などの特殊事情による財政支出に応じ、地方公共団体の財政状況などを踏まえて交付される特別交付税があります。地方交付税の総額の９４％が普通交付税で、６％が特別交付税と定められています。国税である所得税・酒税の３２％、法人税の３５．８％、消費税の２９．５％及び国のたばこ税の２５％を財源としていますが、毎年度それだけでは大幅に地方財政全体の財源が不足していますので、国による 〔関連用語〕 臨時財政対策債

	用 語	読 み	説 明
た行	地方消費税交付金	ちほうしょうひぜ いこうふぎん	地方消費税は、国の消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供などと、輸入される貨物に対して課税されますが、最終的な税負担は、最終消費者に求める税になっています。このため、流通段階で納められた地方消費税については最終的な消費地での収入とすべく、小売年間販売額等の消費に関連する指標により、都道府県から交付される交
	地方譲与税	ちほうじょうよぜ い	国が徴収する地方道路税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。また、三位一体の改革に伴って、所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲が進められることとなっていますが、平成16年度には、その本格的な税源移譲までの間の暫定措置として、所得譲与税が創設されました。 〔関連用語〕 税源移譲
	投資的経費	とうしてきけいひ	地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、村民の財産づくりとなる支出に区分される経費のことです。家計で言えば、住宅の新築、自動車の購入などがこれに相当します。 〔関連用語〕 経常的経費
	特定財源	とくていざいげん	使い道があらかじめ決められていて、他には使えない収入のことです。国からの補助金などが代表的なものです。 〔関連用語〕 一般財源
	特別会計	とくべつかいけい	地方公共団体が行う仕事の中には、ある特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど、その経費を一般の歳入歳出と区別する必要がある場合があります。このような経費を区分するために設けられた会計が「特別会計」です。 〔関連用語〕 一般会計
は行	扶助費	ふじょひ	障害のある人の支援など、村民の生活を支えるための経費です。
	普通建設事業	ふつうけんせつじ ぎょう	道路、橋梁、学校、庁舎などの建設事業のことです。 〔関連用語〕 災害復旧事業
	補助事業	ほじょじぎょう	地方公共団体が国から補助を受けて行う事業のことです。 〔関連用語〕 単独事業
や行	予算	よさん	地方公共団体では、毎年、1年間の収入や支出がどれくらいあるのかを事前に見積もったうえで、その年の計画を立てて仕事を進めます。「予算」とはこの計画のことです。なお、国や地方公共団体では、収入のことを「歳入」と呼び、支出のことを「歳出」と呼びます。また、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年間を「会計年度」と呼び、予算はこの会計年度ごとに作成されます。 〔関連用語〕 決算

	用 語	読 み	説 明
ら行	臨時財政対策債	りんじざいせいた いさくさい	地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる、いわゆる赤字地方債です。国の交付税特別会計の借入金が増加し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な額の地方交付税が確保できなくなったことから、それを補てんするものとして創設されました。なお、この地方債の元利償還金相当額は、実際の借入れの有無にかかわらず、全額地方交付税により措置されることとなっています。 〔関連用語〕 地方交付税

参考文献：地方財政小辞典